

2013年10月22日

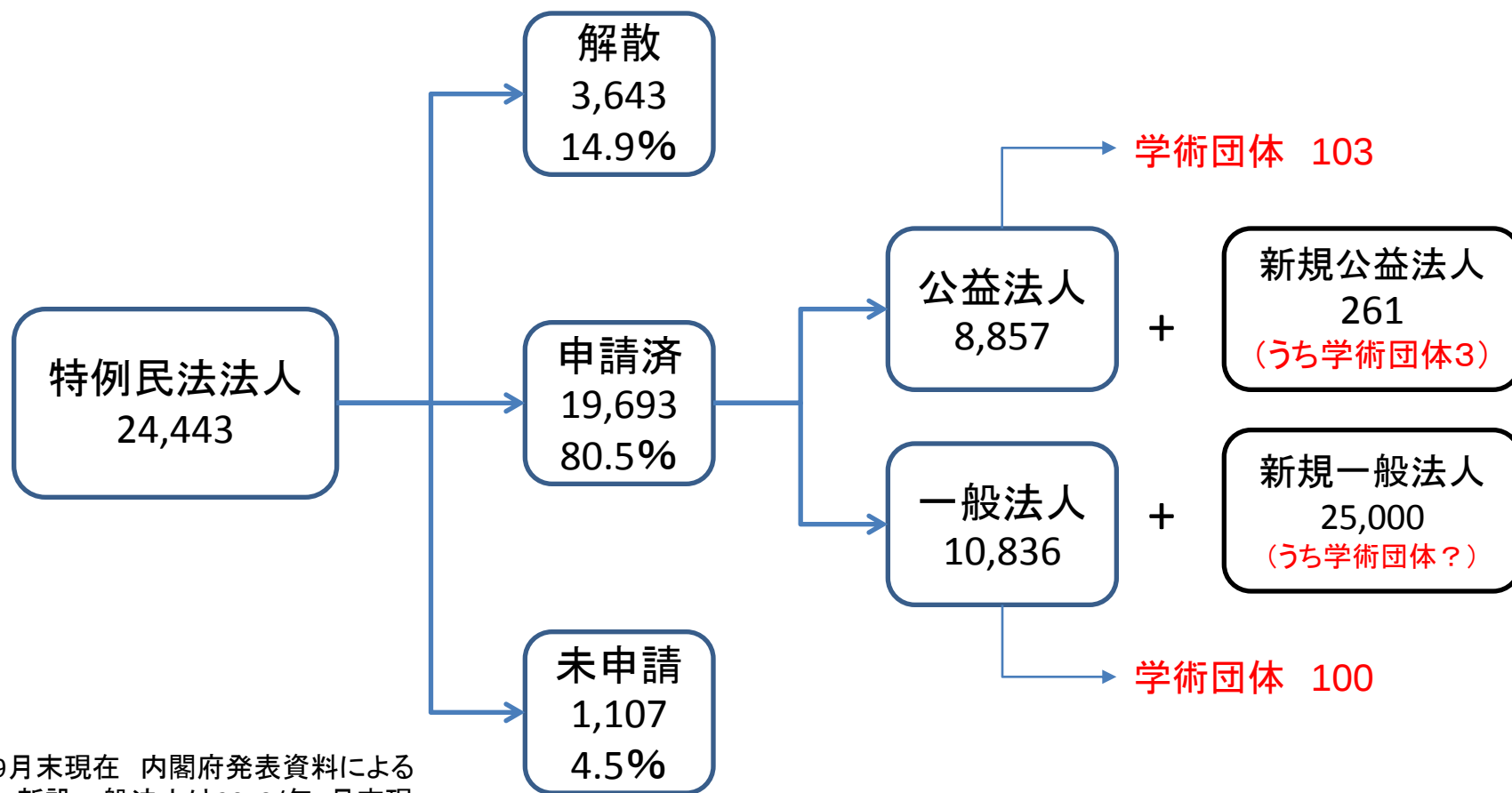
日本学術会議科学者委員会
公開シンポジウム



学協会の法人化の現状 ー公益法人制度改革の意義と課題を考えるー

公益財団法人公益法人協会
理事長太田達男

公益法人制度改革の着地点は



2013/9月末現在 内閣府発表資料による
ただし、新設一般法人は2013/年4月末現在 法務省開示資料による
学術団体数は公法協調査資料(未確認)

学協会の移行動向(全般の流れの中で)

◇第1回シンポジウム(2008年/7月/29)

- ・公益認定等委員会事務局担当官の説明に大きな衝撃
- ・新制度施行(2008/12/1)

◇第2回シンポジウム(2009/5/30)

- ・公法協太田理事長講演
- ・民主党政権に改善要望、院内集会開催(2009/12/8)

◇第3回シンポジウム(2010/11月/25)

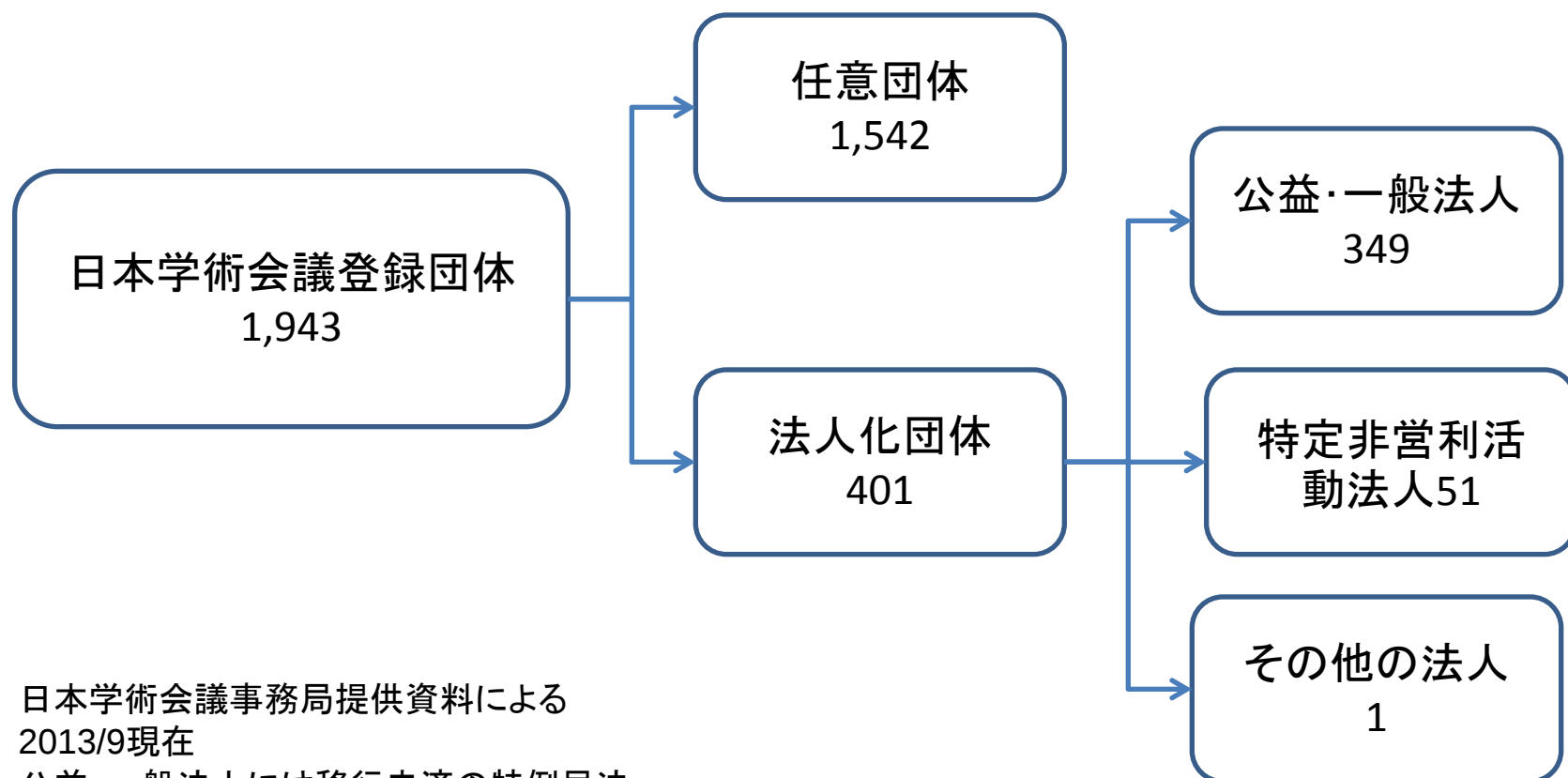
公法協鈴木専務理事講演

公法協主催学術団体懇談会、内閣府誤った指導への釈明
(2010/6/3)

◇シンポジウム(本日)

移行申請期間終了(2013/11/30)

日本学術会議登録団体法人化の現状(未確定値)

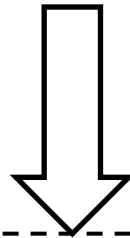


日本学術会議事務局提供資料による
2013/9現在
公益・一般法人には移行未済の特例民法
法人も含むものと思われる。
公益法人と一般法人の内訳も不詳

公益法人制度改革の評価できる側面

① 法制度の枠組み

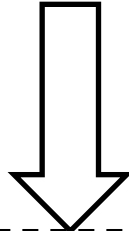
主務官庁制度(公益国家独占主義)の撤廃



- 許可制から民間の自発的な公益活動を支援する認定制度へ
- 実績主義ではなく今後の計画で認定の判断
- 定款自治の尊重(自己責任経営)
- 事前規制から事後規制(予見可能性)

② 画期的な税制改正

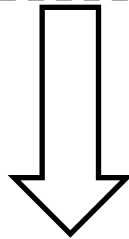
規制税制から支援税制へ



- 公益目的事業所得をすべて非課税に
- 収益事業等利益の公益目的事業繰り入れを最高100%まで損金算入
- 個人・法人の寄附金を特増法人として所得控除
- 寄附相続財産を相続税控除対象財産に
- PST 条件をクリアーすれば寄附金の税額控除も

③ 間接的効果

より自立・自律的で公益性の高い組織へ

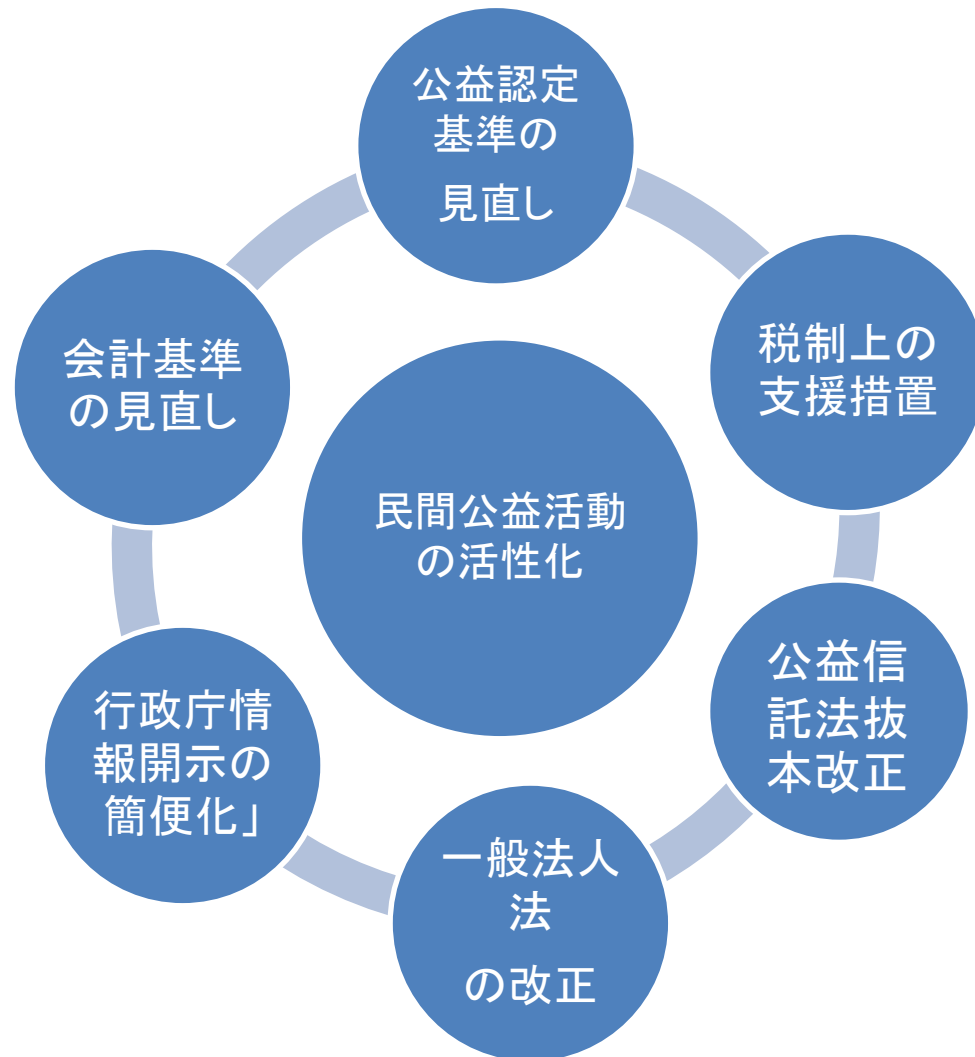


○移行を機会に自らを見つめ直すプロセス
従来の事業、組織、財務を総点検
より公益性を高める工夫
○より現場で活躍する市民団体の参入
各地域の市民ファンド
震災救援のための団体など
(新しい血の流入)

改善すべき側面

- 1 重装備過ぎる一般法人法上の規律
- 2 自由闊達な活力を奪いかねない財務基準
 - 1) 法人の生存力を奪う収支相償原則
 - 2) 「まず稼ぎ」これを公益目的事業に投入する事業型の公益認定が困難
 - 3) 規制の多い財産使途
- 3 とくに地方行政庁に見られる旧主務官庁的審査監督体制及び不適切な指導

公法協6つの政策提言



公益認定基準の見直し

(2012年6月「公益法人制度改革要望」より一部抜粋)

1. 公益目的事業比率における法人会計概念の撤廃



公益目的事業比率の計算の意味は、公益認定法の「公益目的事業を行うことを主たる目的とすること」の計数的裏付けにあると思われるが、わざわざ法人会計という概念を導入するまでもなく、公益目的事業の費用と収益事業等の費用を会計区分することで、十分その目的を達することができる。

2. 収支相償の原則の撤廃



法人が事業活動を行う場合、その費用を償って余りある余剰がなければ、その法人及び事業に持続性がないことはいうまでもない。公益目的事業の持続的・安定的な運営を否定する発想である。

3. 遊休財産保有制限の縮小



公益認定法第16条は、遊休財産額の保有制限としては、1年度分の事業費相当額となっているが、(収支相償の原則が堅持された場合には、)3年度分の事業費相当額程度が、安定した法人運営に必要である。

公益法人・一般法人会計基準等の自主制定

(2013年度以降民間側で検討)

現行基準

- ◇内閣府による事実上の基準
- ◇法人側・一般国民とも難解
- ◇メンテナンス責任不在

法人に負担をかけ
ないかつ国民の理
解可能な基準に

検討課題

- ◇会計区分の簡素化
- ◇損益計算と収支計算の調和
- ◇予算制度の撤廃

(公益法人・一般法人の会計基準の経緯)

公益法人会計基準は、最初の昭和52年基準を嚆矢として、昭和60年基準、平成16年基準を経て、現在の平成20年基準に至っている。

前3基準は、当時の所轄庁(総理府)の制定した規準として公布された。そして平成20年基準は、新制度施行を前提として、内閣府内に設けられた「新たな公益法人制度等の会計処理に関する研究会」が取りまとめた報告書に基づき、内閣府公益認定等委員会が発表したものである。

前3基準は、旧民法67条の1項「法人の業務は主務官庁の監督に属す」の規定に基づくもので、主務官庁が会計基準を制定し公益法人にその採用を求めることは首肯できるものであった。しかし、新制度にあっては、公益法人・移行一般法人は、法令に定める諸要件を充足することは求められるものの、会計基準まで行政庁が制定しこれを義務付ける建付けにはなっていない。

公益・一般法人の経営原則

